第８　　予防行政の現況

主な内容

○　火災予防思想の普及

○　民間防火組織

○　自主防火体制

○　消防用設備等

○　表示・公表制度

○　消防設備士試験

○　消防設備士講習

第８　予防行政の現況

１　火災予防思想の普及

(1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

「守りたい　未来があるから　火の用心」（令和 6 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

(2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

(3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

(4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

(5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

(6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」とし的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

2　民間防火組織

(1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉学させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長　消防庁長官）が設けられた。愛知県では長らく本協議会の支部として活動してきたが、全国組織の解散に伴い平成２７年６月からは「愛知県少年消防クラブ運営協議会」として活動を継続している。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものとして、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

愛知県では、令和 6 年 5 月 1 日現在で、825 のクラブ、163,869 名のクラブ員が活躍しており、愛知県少年消防クラブ運営指導協議会では、県消防学校一日入校の開催、防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（第 6－8 表「令和 5 年度消防表彰受賞者（その 6)」及び第 8－1 表「少年消防クラブの状況」）

(2) 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に関する取組において積極的に活動を行っている。

県内には、令和 6 年 4 月 1 日現在 4,012 名のクラブ員を擁した 193 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

（第 6－8 表「令和 5 年度消防表彰受賞者（その 5)」及び第 8－2 表「女性防火クラブの状況」）

3　自主防火体制

(1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、

国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることはできない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理の必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 ㎡以上又は非特定防火対象物で 500 ㎡以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

令和 6 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、第 8－3 表「防火管理実施状況（その 1)」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 85.3%、また、消防計画作成届出率は 81.2%となっている。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

(2) 統括防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、平成 24 年 10 月 19 日に消防法施行令が一部改正され、管理について権原の分かれている一定の建物については、管理権原者は、協議により選任した統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成や訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けている。

統括防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物)、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く)、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当する。

令和 6 年 3 月 31 日現在の統括防火管理実施状況は、第 8－3 表「防火管理実施状況（その 2)」に示すとおりである。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 ㎡程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、令和 6 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、第 8－11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

4　消防用設備等

(1) 防火対象物の実態

令和 6 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 ㎡以上のもの）の数は、第 8－4 表「防火対象物数の状況」及び第 8－6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

(2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物そ

の他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和 49 年 6 月 1 日に消防法が、また同年の 7 月 1 日及び 12 月 2 日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存遡及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和 62 年 6 月 6 日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和 63 年 4 月 1 日から施行されている。同様に、平成 2 年 3 月 18 日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成 2 年 12 月 1 日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成 14 年 8 月 2 日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成 15 年 10 月 1 日から施行されている。

近年の法令等の改正に関しては、平成28年12月22日、新潟県糸魚川市で小規模飲食店のコンロを原因とした火災が大規模な市街地火災に発展し、大きな被害（焼損床面積30,213㎡、焼損棟数147棟、けが人17名）が発生したことをうけ、これまでは、飲食店等においては、延べ面積150㎡以上のものに、消火器具の設置が義務付けられていたが、消防法施行令の一部が改正され、令和元年10月１日以降は、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務付けられた。

(3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、第 8－7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導体制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進し

なければならない。

(4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

令和6年3月31日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、第8－8表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、報告率は全体で61.4%となっており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

なお、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされている。

(5) 防炎規制

防炎物品の使用の現状

消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防炎防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防炎防火物品については、所定の防炎性能を有するもの（防炎物品）と定められている。

令和6年3月31日現在での県内の防炎防火対象物における防炎物品の使用状況は、第8－9表「防炎物品使用状況」に示すとおりである。

(6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

令和5年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、第8－6表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお是正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても是正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成14年4月26日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第3条、第5条第1項及び第5条第2項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

(7) 違反対象物に係る公表制度

消防機関が立入検査等により違反対象物を覚知した場合であっても、建物の危険性に関する情報が、消防法に基づく公示により利用者等に提供されるまでには相当の時間を要する。このため、重大な消防法令違反のある防火対象物について、早期に利用者等にその情報を公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的とし、火災予防条例に基づき違反対象物を公示する制度が「違反対象物公表制度」である。この公表制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降、大都市の消防本部から順次導入されており、県内では名古屋市が平成26年10月1日から実施している。

なお、令和 2 年 4 月 1 日からはすべての消防本部で開始されている。

(8) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第 7 条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増築等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

令和 5 年度中の県内の消防同意事務処理件数は、第 8－10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別的かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

5　表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

6　消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状を交付された者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類)、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した(一財)消防試験研究センターが実施しており、令和 5 年度は試験を 3 回実施したが、受験者数等は第 8－12 表「令和 5 年度消防設備士試験実施状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から令和 5 年度までの実施状況は、第 8－13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

7　消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実に行い、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から(一財)愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、令和 5 年度までに実施した講習の受講者は第 8－14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8－1表　少年消防クラブの状況

令和6年5月1日現在

区分 / 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数
愛知県計	825	163,869
名古屋市	63	847
豊橋市	75	20,500
岡崎市	69	18,480
一宮市	42	6,503
瀬戸市	25	9,519
春日井市	52	4,304
豊川市	26	3,437
津島市	4	446
豊田市	103	19,270
西尾市	35	8,439
蒲郡市	7	2,007
犬山市	14	2,276
常滑市	3	408
江南市	10	1,716
小牧市	25	8,193
稲沢市	23	816
新城市	1	280
東海市	18	6,888
大府市	9	983
知多市	15	3,767
尾張旭市	9	1,601
岩倉市	1	30
田原市	22	2,650
愛西市	6	1,519
幸田町	9	1,414

区分 / 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数
知多中部広域事務組合	28	4,475
半田市	13	1,988
阿久比町	4	796
武豊町	4	781
東浦町	7	910
尾三消防組合	54	16,623
日進市	13	4,876
東郷町	9	2,321
みよし市	12	2,986
豊明市	11	2,791
長久手市	9	3,649
海部東部消防組合	6	577
あま市	5	402
大治町	1	175
海部南部消防組合	4	143
弥富市	3	91
飛島村	1	52
丹羽広域事務組合	6	438
大口町	3	303
扶桑町	3	135
知多南部消防組合	10	523
美浜町	5	328
南知多町	5	195
衣浦東部広域連合	50	14,783
碧南市	12	2,665
刈谷市	－	－
安城市	29	9,230
知立市	7	1,315
高浜市	2	1,573

区分 / 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数
西春日井広域事務組合	－	－
清須市	－	－
北名古屋市	－	－
豊山町	1	14
蟹江町	－	－
設楽町	－	－
東栄町	－	－
豊根村	－	－

第8－2表　女性防火クラブの状況

令和6年4月1日現在

区分／団体名	クラブ数	クラブ員数	愛知県女性消防クラブ連絡協議会加入状況
愛知県計	193	4,012	14
名古屋市	2	53	△
豊橋市	40	368	○
岡崎市	30	532	○
一宮市	7	244	○
瀬戸市	7	208	○
春日井市	－	－	
豊川市	1	21	○
津島市	1	6	○
豊田市	5	115	
西尾市	1	62	
蒲郡市	1	20	○
犬山市	－	－	
常滑市	－	－	
江南市	－	－	
小牧市	49	490	○
稲沢市	－	－	
新城市	1	18	
東海市	－	－	
大府市	－	－	
知多市	7	130	
尾張旭市	1	85	○
岩倉市	－	－	
田原市	1	16	
愛西市	－	－	
蟹江町	－	－	
幸田町	1	28	
知多中部広域事務組合	－	－	
半田市	－	－	
阿久比町	－	－	
東浦町	－	－	
武豊町	－	－	
海部東部消防組合	2	34	
あま市	1	19	○
大治町	1	15	
尾三消防組合	17	443	
豊明市	16	404	○
日進市	－	－	
みよし市	－	－	
長久手市	1	39	
東郷町	－	－	

区分／団体名	クラブ数	クラブ員数	愛知県女性消防クラブ連絡協議会加入状況
海部南部消防組合	－	－	
弥富市	－	－	
飛島村	－	－	
丹羽広域事務組合	－	－	
大口町	－	－	
扶桑町	－	－	
知多南部消防組合	－	－	
南知多町	－	－	
美浜町	－	－	
衣浦東部広域連合	19	1,139	
碧南市	7	998	○
刈谷市	－	－	
安城市	12	141	○
知立市	－	－	
高浜市	－	－	
西春日井広域事務組合	－	－	
清須市	－	－	
北名古屋市	－	－	
豊山町	－	－	
設楽町	－	－	
東栄町	－	－	
豊根村	－	－	

※　愛知県女性消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8－3表　防火管理実施状況（その1）

消防法第8条関係　　令和6年3月31日現在

防火対象物の用途別区分（令別表第1の項別）				防火管理者選任義務対象者数（法第8条第1項）	防火管理者選任状況 選任届出数（法第8条第2項）	防火管理者選任状況 選任率（%）	消防計画作成状況 計画届出数（規則第3条第1項）	消防計画作成状況 作成率（%）
1	イ		劇場・映画館	95	94	98.9	90	94.7
	ロ		公会堂・集会場	3,912	3,613	92.4	3,537	90.4
2	イ		キャバレー等	49	34	69.4	32	65.3
	ロ		遊技場	326	306	93.9	302	92.6
	ハ		風俗営業等	39	33	84.6	33	84.6
	ニ		カラオケボックス等	173	169	97.7	166	96.0
3	イ		待合・料理店	35	33	94.3	32	91.4
	ロ		飲食店	6,303	5,263	83.5	5,057	80.2
4			百貨店・店舗	7,078	6,233	88.1	6,010	84.9
5	イ		旅館・ホテル	877	842	96.0	830	94.6
	ロ		共同住宅	13,115	11,531	87.9	10,925	83.3
6	イ	(1)	病院・診療所等	136	128	94.1	127	93.4
		(2)		65	61	93.8	59	90.8
		(3)		278	268	96.4	263	94.6
		(4)		990	878	88.7	857	86.6
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	1,998	1,892	94.7	1,860	93.1
		(2)	救護施設	5	5	100.0	5	100.0
		(3)	乳児院	3	3	100.0	3	100.0
		(4)	障害児入所施設	13	13	100.0	13	100.0
		(5)	障害者支援施設	307	260	84.7	254	82.7
	ハ	(1)	老人デイサービス施設等	770	722	93.8	704	91.4
		(2)	更正施設	8	7	87.5	7	87.5
		(3)	助産施設、保育所等	1,743	1,715	98.4	1,690	97.0
		(4)	児童発達支援センター等	99	81	81.8	77	77.8
		(5)	身体障害者福祉センター等	398	361	90.7	351	88.2
	ニ		幼稚園等	418	412	98.6	408	97.6
7			学校	2,345	2,256	96.2	2,212	94.3
8			図書館	178	172	96.6	164	92.1
9	イ		蒸気・熱気浴場	25	23	92.0	22	88.0
	ロ		公衆浴場	52	51	98.1	49	94.2
10			停車場	19	16	84.2	15	78.9
11			神社・寺院	1,570	1,355	86.3	1,261	80.3
12	イ		工場・作業所	2,835	2,643	93.2	2,491	87.9
	ロ		映画スタジオ	22	22	100.0	22	100.0
13	イ		駐車場	10	9	90.0	8	80.0
	ロ		航空機格納庫	5	5	100.0	5	100.0
14			倉庫	574	518	90.2	486	84.7
15			事務所	4,861	4,175	85.9	4,000	82.3
16	イ		複合用途（特定）	13,091	9,262	70.8	8,537	65.2
	ロ		複合用途（非特定）	2,279	1,735	76.1	1,551	68.1
16の2			地下街	8	8	100.0	4	50.0
17			文化財	47	44	93.6	42	89.4
計				67,154	57,251	85.3	54,561	81.2

第8－3表　防火管理実施状況（その2）

消防法第8条の2関係　　令和6年3月31日現在

区分			項目	統括防火管理実施対象物数	統括防火管理者選任届出状況	
					統括防火管理者選任届出数	届出数（%）
1	イ					
	ロ			3	2	66.7
2	イ			6	5	83.3
	ロ			3	2	66.7
	ハ			10	10	100.0
	ニ			2	2	100.0
3	イ					
	ロ			148	136	91.9
4				25	16	64.0
5	イ			28	27	96.4
	ロ			109	82	75.2
6	イ	(1)				
		(2)				
		(3)		2	2	100.0
		(4)		4	3	75.0
	ロ	(1)		9	8	88.9
		(2)				
		(3)				
		(4)				
		(5)		6	5	83.3
	ハ	(1)		2	1	50.0
		(2)				
		(3)				
		(4)				
		(5)		1	1	100.0
	ニ					
7						
8						
9	イ					
	ロ					
10						
11						
12	イ			5	2	40.0
	ロ					
13	イ			1	1	100.0
	ロ					
14				2		
15				138	121	87.7
16	イ			4,675	4,377	93.6
	ロ			693	642	92.6
16の2				8	8	100.0
16の3				1	1	100.0
合計				5,881	5,454	92.7

第8－4表　防火対象物数の状況

令和6年3月31日現在

区分 / 団体名	合計	1		2				3		4	5		6														7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16の2	16の3	17	18	19
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ				ロ					ハ					ニ																			
													(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
愛知県計	278,828	158	3,791	58	397	52	182	47	5,605	10,294	1,282	97,912	205	91	462	3,533	2,280	3	6	22	510	1,273	5	2,143	365	1,359	702	7,865	322	56	76	242	3,821	39,839	15	2,028	27	23,187	27,192	23,122	18,044	8	1	214	22	10
地上5階以上のもの	31,141	7	33	3	28	14	28		121	87	508	19,138	95	4	139	41	172			1	7	41		4		7	1	545	5	1			26	379	3	82		227	2,229	4,299	2,861			5		
地下を有するもの及び地階のみのもの	9,350	17	89	2	25	11	17	3	135	161	203	2,329	42	5	107	55	73				13	23		39	2	24	32	501	53	6	3	107	219	266	2	78		122	1,950	1,943	669	8	1	15		
市計	264,305	149	3,490	54	371	52	174	46	5,215	9,691	983	93,830	189	86	452	3,339	2,159	3	6	22	485	1,191	4	2,000	344	1,274	685	7,556	295	56	73	234	3,554	37,239	13	1,941	7	21,279	25,634	22,237	17,647	8	1	205	22	10
地上5階以上のもの	30,606	7	33	3	28	14	28		121	87	470	18,781	89	4	135	40	164			1	7	41		4		7	1	541	5	1			26	361	3	78		214	2,200	4,261	2,846			5		
地下を有するもの及び地階のみのもの	9,145	17	83	2	24	11	17	3	131	160	161	2,297	42	4	104	55	72				11	21		37	1	24	32	492	52	6	3	107	215	252	2	77		112	1,896	1,933	665	8	1	15		
名古屋市	96,912	33	498	15	95	41	63	9	1,386	2,346	333	41,416	68	16	196	912	752		1	5	141	307	1	617	64	344	217	2,542	51	22	36	138	983	8,463	10	357		4,788	7,927	10,885	10,770	6		46	12	
地上5階以上のもの	20,365	2	18	1	23	14	24		95	56	231	11,790	30	2	67	24	87				2	23		4		5	1	353	3	1			24	127	3	29		113	1,582	3,331	2,295			5		
地下を有するもの及び地階のみのもの	6,024	6	25	1	14	9	14	2	76	81	97	1803	16	2	61	27	42				7	10		18		14	19	299	11	5	2	103	124	71	2	18		49	919	1527	532	6		12		
豊橋市	14,039	10	222	6	38		8	1	365	647	34	4535	10	5	18	186	58		2	1	33	80		105	13	111	37	408	10	3	4		153	2275	1	166		1673	1443	955	405		1	14	3	
地上5階以上のもの	821		1	1			2		11	9	18	443	6	1	6	3	3				1	2				1		29						13		1		9	58	140	63					
地下を有するもの及び地階のみのもの	281	1	2		2		1		16	6	5	16	3		1	2	3									2		17	3				9	4		8		4	89	69	17		1			
岡崎市	13,665	9	272	3	30	1	7	1	302	541	35	4676	2		29	195	86		1	2	25	60		109	22	63	63	434	16	3	1	8	324	1808		159		1083	1605	1004	661			25		
地上5階以上のもの	897	1	2						2	7	19	593	1		9		3				1	2						23	1				2	18		3		2	79	71	58					
地下を有するもの及び地階のみのもの	361	1	4			1			9	7	5	69			4	4	3									2	5	23	5				14	12		7		6	102	49	28			1		
一宮市	6,231	8	165	3	19	4	14	3	216	451	22	1422	13	26	29	111	171			2	41	61	1	81	22	79	57	317	7		6	1	68	947		29		503	557	551	198			25	1	
地上5階以上のもの	834		2				1		3	4	17	580	7	1	13	2	7			1		2						6						12				13	41	76	46					
地下を有するもの及び地階のみのもの	92		2		1			1		2	2	9	2		6		1											1	1				1	8		2		4	33	15	1					
瀬戸市	4,287	4	60		6		1		59	156	12	876	5		6	44	55				9	24		29	6	25	12	158	18		1	3	75	1096		58		455	460	335	231			5	3	
地上5階以上のもの	250										3	198	2		3							2						3						2		2		1	9	16	9					
地下を有するもの及び地階のみのもの	150		1						1	7	2	19			1	2						2				2	1	13	4				4	19		4		13	28	21	6					
半田市	4,297	3	52		9		4		182	190	14	1239	1	1	5	56	38	1			7	15		29	10	38	16	104	3		1	4	34	668		53		539	590	287	103			1		
地上5階以上のもの	249										9	166	1		3		3					1												1		1		3	15	29	17					
地下を有するもの及び地階のみのもの	73	1							1	1		10				1	2											3	1				1	3		1		2	37	7	2					
春日井市	10,838	7	143	4	18	1	11		200	408	16	4277	2	2	18	166	97	1		2	21	48	1	75	14	54	41	295	4		3	4	81	1647	1	94	1	974	881	741	474	1				10
地上5階以上のもの	985		1						1	1	8	750	1		7	1	9				1	2						16						19		1		6	31	79	51					
地下を有するもの及び地階のみのもの	219		2						6	6	3	45	1		5	4	1					2		4		1		19	2				5	14		4		6	65	19	4	1				
豊川市	6,294	5	131		8		4	5	115	324	16	1935	7		12	78	69			1	32	43		68	14	33	19	185	4			4	94	1326		62		627	588	286	192			7		
地上5階以上のもの	200										10	126	1		3	1	2				1	3						1						6		3		2	13	13	15					
地下を有するもの及び地階のみのもの	67		2						2	1	1	7			1		3					2						4	1				9	3		1			20	9	1					

第8－4表　防火対象物数の状況

令和6年3月31日現在

区分 / 団体名	合計	1		2				3		4	5		6															7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16の2	16の3	17	18	19
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ				ロ					ハ					ニ			イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
													(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)																					
津島市	2,176	4	23		2		1	1	65	107	2	605	3	1	4	44	26				11	9		14	4	27	5	66	1				53	363		14		180	223	190	117			11		
地上5階以上のもの	95									1	1	63	2				4				1							2						1				1	6	5	8					
地下を有するもの及び地階のみのもの	17		1						1																			1	1				1						12							
碧南市	3,090	2	53		3		2	1	39	127	7	699	3		3	42	15				3	13		22	2	8	10	59	5		2	1	65	713		22		383	379	200	207					
地上5階以上のもの	84		1								2	59	1		1																			5				3	9	1	2					
地下を有するもの及び地階のみのもの	43	1	2								2	4	1		1													2	2				3	2				1	15	5	2					
刈谷市	6,084	4	54	1	8	4	3		153	250	12	2,432	3	1	10	92	45			3	5	20		50	7	16	4	163	10	1	1	6	84	913		70		392	699	394	174					
地上5階以上のもの	446	1	1						4		11	286			3		5											3						10		7		3	66	35	11					
地下を有するもの及び地階のみのもの	122	1	5		1	1			1	2	1	15	1		3	4	1				1			1				4					3	12					51	12	2					
豊田市	15,678	9	381	5	25	1	5	2	295	584	83	4,878	20	1	17	179	90			1	14	47	1	115	3	70	33	508	25		3	11	260	2,488		273	1	1,087	1,887	1,205	1,065			4	2	
地上5階以上のもの	1,046		2		2				2	1	23	678	10		1		1											22						18		17		3	85	107	74					
地下を有するもの及び地階のみのもの	433	1	15		3		1		5	13	8	66	5		7	1								2		3	2	19	2				7	37		12		8	130	58	27			1		
安城市	6,361	5	103	3	10		6	4	121	287	16	2,264			10	93	50				10	25		63	6	19	15	151	2			3	60	1,287		72		560	565	340	210			1		
地上5階以上のもの	558		1	1						2	15	395			3	2	6					1						3						4		5			32	52	36					
地下を有するもの及び地階のみのもの	59		2	1	1					1	3	7			2													1					1	5		1			21	9	4					
西尾市	5,671	2	160	2	9		2		145	277	38	1,210	3	2	6	87	43				17	49		48	10	39	7	162	11	2	1	1	132	1,203		28		664	704	377	212			18		
地上5階以上のもの	115									1	12	65	1		2		2											1						6					12	11	2					
地下を有するもの及び地階のみのもの	80		1						2	2	8	1				1	2							1				1	3				2	4				2	45	4	1					
蒲郡市	3,275	10	107		3		3		99	169	112	667	1	2	3	56	32				12	19		30	4	24	3	94	4		2	3	53	843		19		345	229	255	71	1				
地上5階以上のもの	132	1							1	2	32	63			1		2											6						1				1	8	9	5					
地下を有するもの及び地階のみのもの	28									9	4	1					1				1			1					2					2					3	3		1				
犬山市	2,489	4	40		8		2		61	83	18	659	2	10	8	30	25	1	1	1	5	17		15	6	15	5	82	43				63	440		13		219	224	239	134			16		
地上5階以上のもの	119		1								6	62	1		1		2											7						2				2	5	17	13					
地下を有するもの及び地階のみのもの	65	1	2		1				1	1	3	4		1	1		1				1						1	7	2				5	1		1			12	12	6			1		
常滑市	2,363	4	43		4		2		62	153	17	472				35	14				1	52		7	1	2	2	52	8		1	8	68	555		22	2	301	324	123	27			1		
地上5階以上のもの	97	1									10	55				1																		1		1			14	9	5					
地下を有するもの及び地階のみのもの	36	1									1	1				2	1					1						2					1	4		1		1	20							
江南市	3,082	2	67	3	9		2	1	138	148	1	919			7	65	29				9	21		29	15	31	3	106	1		2	2	61	380		14		188	235	330	254			9	1	
地上5階以上のもの	215											188			1		4											1						1				1	4	10	5					
地下を有するもの及び地階のみのもの	24		2									3																1				1						2	9	5	1					

第8－4表　防火対象物数の状況

令和6年3月31日現在

区分 / 団体名	合計	1		2				3		4	5		6															7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16の2	16の3	17	18	19
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ				ロ					ハ					ニ			イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
													(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)																				
小牧市	7,129	4	89		8		3		118	256	15	2,004	1	2	7	67	45		1		11	21		28	12	24	22	148	4	1			85	1,506		54	2	1,211	775	382	222			1		
地上5階以上のもの	389		1							1	9	233	1		1		2					2						3						24				27	23	38	24					
地下を有するもの及び地階のみのもの	91		3		1				1	2	2	10			1													4					5	5		4		2	29	17	5					
稲沢市	4,231	4	81		7		4	9	100	178	11	1,161	1	2	15	74	49			1	8	19		46	10	28	6	144	7		2	2	140	761		32		408	434	252	228			7		
地上5階以上のもの	247						1				4	182	1		3		3											2						11					12	17	11					
地下を有するもの及び地階のみのもの	44											3			1		1											2	1				2	4					26	2	2					
新城市	2,200	1	68		3		1	4	83	135	76	282	4	1	3	28	19				2	20		28	8	17	1	105	10	19	1	3	46	512		32		163	322	164	37			2		
地上5階以上のもの	20										4	12	1																										2	1						
地下を有するもの及び地階のみのもの	28	1	1						4		7	1	2																2					2					6	1	1					
東海市	4,660	3	60	1	8		5		105	207	8	1,416	2		1	70	27			1	3	13		41	2	16	9	99	3			2	48	721		51		510	866	224	136			2		
地上5階以上のもの	313		1								5	223			1	1	1											4						17		5		1	16	25	13					
地下を有するもの及び地階のみのもの	85		1							5	1	18			1		1							3				4	1				5	2		2			32	7	2					
大府市	3,457	2	49	1	6		3		76	151	5	1,140	6	3	10	44	23				6	18		35	8	16	13	61	1	1	1	1	39	799		27		267	304	209	130			2		
地上5階以上のもの	162				2						2	114	3			1	2											3						4				1	7	12	11					
地下を有するもの及び地階のみのもの	82		1							2		18	4		1	1	3					2		1				6		1			1	12		2			12	13	2					
知多市	2,392		73		1		1	2	39	70	7	907	2	1	3	40	23				3	17		24	5	9	4	63	3			3	47	285		22		178	314	172	74					
地上5階以上のもの	141											106	1															1						15		1		11	2	2	2					
地下を有するもの及び地階のみのもの	47		2									10	1												1		1	1	1				1	3		1			21	4						
知立市	2,633	1	37		1		3		53	104	8	1,278		3	4	23	14				6	7		16	6	7	6	56	2	1	1	1	32	257		16		117	212	188	173					
地上5階以上のもの	241									1	5	185			1													4						4					7	22	12					
地下を有するもの及び地階のみのもの	36	1					1				1	10		1														1					1	3				1	6	8	2					
尾張旭市	2,349	1	39	1	3		1		47	113	3	837	1			60	31				1	12		19	5	17	7	70	2		1	1	26	243		11		189	191	263	154					
地上5階以上のもの	176								1		2	132	1				2									1		3						2					9	18	5					
地下を有するもの及び地階のみのもの	47									1		11	1														1	5	1			1	1	6				1	12	6						
高浜市	1,777		16		5		2		23	92	1	620	1			24	13					2		11	2	9	3	35	2	1			9	425		10		201	132	81	57					
地上5階以上のもの	53											36	1				1																	3				1	3	5	3					
地下を有するもの及び地階のみのもの	9																											1	1									1	1	5						
岩倉市	1,959		25	3					64	90	3	880	1		1	36	12				2	8		18	6	19	2	40	1				33	214		4		149	108	199	41					
地上5階以上のもの	179										1	146	1				1					1												1				1	2	19	6					
地下を有するもの及び地階のみのもの	2																																						1	1						

第8－4表　防火対象物数の状況

令和6年3月31日現在

区分 / 団体名	合計	1		2				3		4	5		6															7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16の2	16の3	17	18	19
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ				ロ					ハ					ニ			イ	ロ			イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
													(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)																				
豊明市	2,255	3	47		2		2		49	95	2	888		2	5	52	17				5	8		17	4	9	7	88	2			1	29	288		27		148	188	187	83					
地上5階以上のもの	191	1									1	141			4	3	5											14						1		2			2	13	4					
地下を有するもの及び地階のみのもの	54	1	3									18			4	4	1											6	1				1	1		3			5	5	1					
日進市	2,486		10						72	105	8	1,057	3	2	7	70	35				3	19		27	7	16	4	138	4	1		2	38	147		22		72	314	177	126					
地上5階以上のもの	241										1	175	3				1											15	1										16	18	11					
地下を有するもの及び地階のみのもの	155		1							3	1	57			2	1	2				1	1		2				20					4	2		2		2	32	17	5					
田原市	2,224		116		4				89	114	37	405	1			28	16				5	13		28	3	6		112	7		1	2	62	355		23		286	353	105	53					
地上5階以上のもの	36										6	18	1																					5					5	1						
地下を有するもの及び地階のみのもの	40		1						2	1	4	4	1				1														1			1					20	4						
愛西市	1,634	1	42		1				33	66	1	222		1	2	31	19				9	21		33	2	19	13	84	1		1	1	32	451		5		207	162	85	88			1		
地上5階以上のもの	20										1	14																						1				1		1	2					
地下を有するもの及び地階のみのもの	26		1																																				25							
清須市	3,071		33		4		1		30	85	1	1,040	3			42	19				5	13		33	5	12	1	35	7			5	45	582		6		618	178	175	93					
地上5階以上のもの	128		1									82	1				2											1						11				2	3	15	10					
地下を有するもの及び地階のみのもの	2											1																											1							
北名古屋市	3,489		34	1	1		5		51	177	1	1,288	4		4	48	29			1	7	15		22	6	9	5	84	2	1	1	1	26	659		7		493	159	207	139			2		
地上5階以上のもの	135										1	98	3				3											6						5				1	2	15	1					
地下を有するもの及び地階のみのもの	9								1			1	1															2	1										3							
弥富市	2,310	1	32	1	4		1		42	69	5	499	1	2	2	25	15			1	1	8		12	14	6	1	59				3	39	497		26		404	359	93	87			1		
地上5階以上のもの	66										1	44			1													1						1				4	2	7	5					
地下を有するもの及び地階のみのもの	21														1																	1	1	2				1	14		1					
みよし市	2,221		8	1	2				49	106	3	733	4		4	27	13				4	12		14	10	2	21	63	1			2	17	491		15		176	315	93	34			1		
地上5階以上のもの	99								1			77	2			1												1						4					8	5						
地下を有するもの及び地階のみのもの	31								2			2	1			1								1			1	1						3		1		1	14	2	1					
あま市	2,692	2	41		4		2	3	48	109		880	6		1	41	28				7	24		21	5	26	6	67	3			1	34	549	1	2		440	144	123	71			3		
地上5階以上のもの	109											85	2																					4				1	4	9	4					
地下を有するもの及び地階のみのもの	8												1																					1					3	2	1					
長久手市	2,304	1	16		3				41	121		1,112	5		2	38	17				1	11		21	1	9	5	119	10			6	16	82		24	1	81	284	161	116					
地上5階以上のもの	152				1					1		118	3				1											7						1					6	7	7					
地下を有するもの及び地階のみのもの	154		1							7		53	1				2					1		3			1	22	3			1	3	4		2		5	22	15	8					

第8－4表　防火対象物数の状況

令和6年3月31日現在

区分 / 団体名	合計	1		2				3		4	5		6														7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16の2	16の3	17	18	19
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ				ロ					ハ					ニ							イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
													(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)																				
町村計	14,523	9	301	4	26		8	1	390	603	299	4,082	16	5	10	194	121				25	82	1	143	21	85	17	309	27		3	8	267	2,600	2	87	20	1,908	1,558	885	397			9		
地上5階以上のもの	535										38	357	6		4	1	8											4						18		4		13	29	38	15					
地下を有するもの及び地階のみのもの	205		6		1				4	1	42	32		1	3		1				2	2		2	1			9	1				4	14		1		10	54	10	4					
東郷町	1,139		6		3		1		21	55	5	444			2	28	17					4	1	12	5	4	2	35					14	183		14		64	137	50	32					
地上5階以上のもの	91										4	70			2		2											1								2			6	4						
地下を有するもの及び地階のみのもの	26									1	2	5					1											2					1	1				2	9	2						
豊山町	880	2	11		1				22	30	7	242				7	6				2	3		5		3	1	11	3			1	9	193		8	20	172	55	42	24					
地上5階以上のもの	37										1	21				1																		3		2			5	3	1					
地下を有するもの及び地階のみのもの																																													
大口町	1,054		24		1				21	31	1	242	3			12	7				2	3		8	1	5	2	17					10	275		11		194	97	50	37					
地上5階以上のもの	26										1	6	2				2											1						3				5	4	2					
地下を有するもの及び地階のみのもの	1																																						1						
扶桑町	1,184	2	25		1				31	53		399		1		25	10				2	6		8		4	1	29	1			1	19	209		3		92	98	109	55					
地上5階以上のもの	11											6					1																	2						2					
地下を有するもの及び地階のみのもの																																													
大治町	1,004		9		1				9	37	1	438				11	9				4	4		9	4	13	2	15					10	140	1	3		158	56	47	23					
地上5階以上のもの	34										1	29					1																	1					1	1					
地下を有するもの及び地階のみのもの	9																																1	1					6	1					
蟹江町	1,319		34	1	2		1	1	72	59	4	555	2			21	11							18	5	9	1	22	1		1	1	15	205	1	5		66	77	86	42			1		
地上5階以上のもの	92										2	69	1																					1				1	2	10	6					
地下を有するもの及び地階のみのもの																																													
飛島村	1,183	1	10						6	18		16				1	2					2		2				2					13	354		9		447	244	24	31			1		
地上5階以上のもの	9											1																										7	1							
地下を有するもの及び地階のみのもの	6								1																									1					4							
阿久比町	564	2	24				1		31	40		152		2	1	16	8				2	4		11		7	1	24	1				12	71				42	60	34	18					
地上5階以上のもの	26											25																											1							
地下を有するもの及び地階のみのもの	6		2									1																1											1		1					
東浦町	1,120		22		1				34	51		365	4		1	15	9				5	13		13	1	16	1	31	2			1	15	191		7		114	140	48	19			1		
地上5階以上のもの	69											55	2																										5	4	3					
地下を有するもの及び地階のみのもの	25											6									2	1						1					1	5				7	2							

第8－4表　防火対象物数の状況

令和6年3月31日現在

区分 / 団体名	合計	1		2				3		4	5		6														7	8	9		10	11	12		13		14	15	16		16の2	16の3	17	18	19
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ		イ	ロ	イ				ロ					ハ					ニ							イ	ロ	イ	ロ			イ	ロ					
													(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)																				
南知多町	973		28		2		1		33	36	171	115	5			5	7				1	3		5	1	4		11	3				52	138		5		121	84	117	23			2		
地上5階以上のもの	50										23	18					1																	1						6	1					
地下を有するもの及び地階のみのもの	67		2						1		35	13													1								1	2					5	4	3					
美浜町	825	1	26		5		2		43	42	25	320	2	1		9					2	6		7		3		18	1				32	80		2		38	71	76	12			1		
地上5階以上のもの	11										2	3	1															2						1					1	1						
地下を有するもの及び地階のみのもの	16								2		3																	4										1	5	1						
武豊町	1,366		17		5		1		27	53	9	384		1	2	17	10					6		14		5		25	2			1	14	282		6		241	159	66	19					
地上5階以上のもの	52										2	36			1		1																	5					2	3	2					
地下を有するもの及び地階のみのもの	14				1							1		1	2																			1					6	2						
幸田町	1,386		33	3	2		1		28	80	5	384			4	19	14				4	22		24	4	9	6	42	2			3	39	246		9		116	181	52	53			1		
地上5階以上のもの	26										2	17			1																			1					1	2	2					
地下を有するもの及び地階のみのもの	35		2								2	6			1							1		2				1	1					3		1			15							
設楽町	285		15		1				1	8	43	15				3	7					2		5		3		22	5				3	16		4		23	63	43	3					
地上5階以上のもの																																													
地下を有するもの及び地階のみのもの																																													
東栄町	162	1	10		1				6	8	13	10				3	2				1	2		1				2	5				10	11		1		13	24	35	3					
地上5階以上のもの	1											1																																	
地下を有するもの及び地階のみのもの																																													
豊根村	79		7						5	2	15	1				2	2					2		1				3	1		2			6				7	12	6	3			2		
地上5階以上のもの																																													
地下を有するもの及び地階のみのもの																																													

第8－5表　中高層建築物数の状況

令和6年3月31日現在（単位：棟）

階別 団体名	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階以上
愛知県計	943	848	22	21	29	26	22	14	9	10	8	7	44
名古屋市	663	615	16	9	25	21	9	9	8	8	5	6	38
豊橋市	20	5	2	1	2		1	1			1		1
岡崎市	24	24	1	6			5						1
一宮市	11	11			1		1	1					
瀬戸市	7	6											
半田市	2	9		2									
春日井市	7	11								1			
豊川市	3	2											
津島市	10												
碧南市													
刈谷市	18	14	1					1		1			1
豊田市	28	34				2	2	1					1
安城市	35	25		1	1	2	2		1		1	1	
西尾市	1	4					1						
蒲郡市		1				1							
犬山市		2											
常滑市	2	2											
江南市	12	4											
小牧市	10	4	1										1
稲沢市	6	6		1									
新城市													
東海市	8	7	1										
大府市	8	11											
知多市		1											
知立市	5	6						1					
尾張旭市		5											
高浜市	3												
岩倉市	4	4		1									
豊明市	4	6											
日進市	11	8					1				1		
田原市													
愛西市	1												
清須市	4												
北名古屋市	5	1											
弥富市	1	1											
みよし市	2												
あま市	1	1											
長久手市	5	12											
東郷町	1	1											
豊山町	1												
大口町													
扶桑町													
大治町	4												
蟹江町	7	3											
飛島村													
阿久比町													
東浦町	5												
南知多町	3												1
美浜町													
武豊町													
幸田町	1	2											
設楽町													
東栄町													
豊根村													

第8－5表　中高層建築物数の状況

令和6年3月31日現在（単位：棟）

階別 / 団体名	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
愛知県計	102,850	50,747	20,962	10,525	4,908	4,007	3,124	1,889	2,069	1,288	713	615
名古屋市	55,279	23,774	11,140	5,941	3,151	2,781	2,093	1,440	1,616	919	537	455
豊橋市	3,605	2,143	641	417	133	93	58	25	31	14	4	12
岡崎市	3,954	2,215	842	363	141	88	96	44	40	35	16	13
一宮市	2,530	1,133	563	297	148	88	107	44	58	30	17	20
瀬戸市	1,040	637	153	108	34	23	26	13	10	14	5	4
半田市	1,061	594	218	65	59	32	37	14	11	10	1	7
春日井市	3,614	1,913	716	516	140	87	93	26	30	42	17	15
豊川市	1,242	786	256	93	41	21	19	8	4	3	4	2
津島市	468	265	108	34	18	14	6	3	3	3	4	
碧南市	587	386	117	50	9	10	5	4	2	2		2
刈谷市	2,021	1,098	477	158	76	62	36	27	12	14	15	10
豊田市	4,080	2,126	908	422	180	127	98	38	50	31	17	15
安城市	2,041	1,018	465	193	70	70	62	27	27	19	13	8
西尾市	938	636	187	57	28	10	4	3	3	3		1
蒲郡市	922	629	161	50	25	18	14	7	7	3	5	1
犬山市	634	385	130	51	32	9	11	3	7	4		
常滑市	405	234	74	31	17	11	13	11	3	2	2	3
江南市	838	462	161	150	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,722	948	385	153	59	48	35	24	18	22	11	3
稲沢市	1,106	605	254	95	36	25	33	9	13	12	8	3
新城市	206	140	46	8	9	1	2					
東海市	1,424	806	305	132	49	42	23	22	14	8	3	4
大府市	943	566	215	51	22	31	16	6	4	7	2	4
知多市	622	365	116	96	19	9	6	2	3	5		
知立市	926	511	174	144	22	19	20	5	10	3	5	1
尾張旭市	781	458	147	48	39	36	26	4	2	10	4	2
高浜市	363	217	93	31	7	7	1	1	1	1		1
岩倉市	664	353	132	101	18	17	10	10	6	3	3	2
豊明市	742	416	135	97	23	30	11	7	5	3	3	2
日進市	864	491	132	68	40	35	33	11	16	6	4	7
田原市	269	183	50	17	11	3	2	1	1	1		
愛西市	197	140	37	9	2	3	1		2	1		1
清須市	647	311	208	57	22	16	14	3	5	4	2	1
北名古屋市	950	622	193	55	29	12	12	7	5	5	2	2
弥富市	340	213	61	19	21	7	8	1	5	3		
みよし市	498	292	107	39	16	10	15	4		9	3	1
あま市	632	385	138	38	23	16	13	4	5	8		
長久手市	777	475	150	36	33	27	10	7	7	7	1	7
東郷町	271	154	26	49	9	7	17	1	2	3	1	
豊山町	196	123	36	19	3	6	2	2		4		
大口町	210	116	68	18	5	3						
扶桑町	184	133	40	4	3	2		1		1		
大治町	306	204	68	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	397	235	70	26	18	11	11	2	10	2	1	1
飛島村	109	80	20	7	2							
阿久比町	106	58	22	20	1	1		1	1	1	1	
東浦町	224	117	38	23	12	10	8	2	4	4	1	
南知多町	267	169	48	14	12	5	6	1	6	1		1
美浜町	127	97	19	5	3	2		1				
武豊町	264	155	57	25	14	7	2	2	1			1
幸田町	233	158	49	10	3	2	2	1	3	2		
設楽町	14	10	4									
東栄町	7	5	1		1							
豊根村	3	2	1									

第8－6表　防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査		
			総数	地上5階未満（地下のみを除く）	地上5階以上	小計	うち地下1階	うち地下2階	うち地下3階以上	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物令和3年度中	検査済 令和3年度中
1	イ		158	151	7	158	15	2			60	127	23	16
	ロ		3,791	3,758	33	3,791	86	2	1		897	1,770	161	95
2	イ		58	55	3	58	1	1			21	25	3	2
	ロ		397	369	28	397	23	2			151	322	29	21
	ハ		52	38	14	52	11				13	40	1	1
	ニ		182	154	28	182	17				53	178	12	8
3	イ		47	47		47	3				6	55		
	ロ		5,605	5,483	121	5,604	129	5		1	2,389	1,756	135	109
4			10,294	10,205	87	10,292	147	9	3	2	3,212	4,784	363	248
5	イ		1,282	774	508	1,282	179	22	2		479	1,393	128	100
	ロ		97,912	78,764	19,138	97,902	2,182	127	10	10	10,293	37,341	1,545	1,241
6	イ	(1)	205	110	95	205	40	2			84	150	36	29
		(2)	91	87	4	91	5				42	82	9	8
		(3)	462	323	139	462	95	11	1		155	356	50	36
		(4)	3,533	3,492	41	3,533	52	3			1,030	1,610	162	137
	ロ	(1)	2,280	2,108	172	2,280	71	1	1		885	2,061	195	159
		(2)	3	3		3					4	21		
		(3)	6	6		6					5	8		
		(4)	22	21	1	22					7	21	1	1
		(5)	510	503	7	510	13				203	491	57	52
	ハ	(1)	1,273	1,232	41	1,273	23				399	762	63	51
		(2)	5	5		5					5	4	1	1
		(3)	2,143	2,139	4	2,143	38	1			655	1,639	147	101
		(4)	365	365		365	2				128	118	38	30
		(5)	1,359	1,352	7	1,359	23	1			534	894	163	154
	ニ		702	701	1	702	32				210	538	47	28
7			7,865	7,317	545	7,862	457	36	5	3	1,694	4,421	607	380
8			322	317	5	322	44	9			67	181	30	18
9	イ		56	55	1	56	6				8	28	6	6
	ロ		76	76		76	3				14	22	4	3
10			242	230		230	16	60	19	12	38	159	39	34
11			3,821	3,793	26	3,819	208	8	1	2	551	895	23	14
12	イ		39,839	39,457	379	39,836	251	7	5	3	6,599	17,049	1,401	880
	ロ		15	12	3	15	2				4	5	1	1
13	イ		2,028	1,933	82	2,015	49	15	1	13	364	1,062	73	52
	ロ		27	27		27					141	6		
14			23,187	22,958	227	23,185	118	2		2	3,256	7,969	423	303
15			27,192	24,950	2,229	27,179	1,631	227	79	13	4,607	8,063	835	563
16	イ		23,122	18,816	4,299	23,115	1,648	207	81	7	7,208	14,586	1,359	986
	ロ		18,044	15,177	2,861	18,038	621	33	9	6	2,844	4,161	273	182
16の2			8							8	13	16	11	9
16の3			1							1		1		
17			214	209	5	214	11	3	1		104	68	4	1
18			22	22		22					2	12		
19			10	10		10								
20														
合計			278,828	247,604	31,141	278,745	8,252	796	219	83	49,434	115,250	8,458	6,060

第8－7表　消防用設備等設置状況（その1）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備					
			対象物数	設置		特例		経過措置	違反	対象物数	設置		特例		違反
					うち一部違反	32条適用	17条の2の5等適用					うち一部違反	32条適用	17条の2の5等適用	
1	イ		132	128		3			1	6	6				
	ロ		1,828	1,689	7	139				11	11				
2	イ		30	29	3	1									
	ロ		367	362	2	2			3						
	ハ		50	48	5	2									
	ニ		182	182	4										
3	イ		31	30	1	1									
	ロ		1,896	1,795	65	92			9	2	2				
4			5,229	5,110	106	112			7	16	16				
5	イ		1,308	1,300	29	7			1	7	7				
	ロ		37,967	26,853	136	11,031	64		19	5	4		1		
6	イ	(1)	197	196	3	1				15	14		1		
		(2)	76	76											
		(3)	439	437	3	2				17	17				
		(4)	1,632	1,586	15	42			4	2	2				
	ロ	(1)	2,299	2,296	9				3	5	5				
		(2)	3	3											
		(3)	8	8											
		(4)	22	22											
		(5)	567	567	3					1	1				
	ハ	(1)	860	851	7	4		1	4	3	3				
		(2)	5	5											
		(3)	1,821	1,815	15	5			1						
		(4)	119	116		3									
		(5)	1,242	1,227	5	15				3	3				
	ニ		642	642	6										
7			6,367	6,316	37	45	5		1	6	6				
8			217	217	3					2	2				
9	イ		32	32	2										
	ロ		19	19	1										
10			191	190		1				2	2				
11			459	436	5	5	10		8	1	1				
12	イ		19,289	17,597	569	431	688		573	5	5				
	ロ		5	5											
13	イ		948	865	5	78	1		4						
	ロ		36	36	1										
14			8,699	8,159	174	300	90		150	3	3				
15			8,109	7,748	59	327	18		16	15	15				
16	イ		15,177	12,336	322	2,794			47	41	41				
	ロ		4,867	4,253	87	555	27		32						
16の2			19	19						1	1				
16の3			1	1						1	1				
17			231	208	5	19			4						
18															
19															
20															
合計			123,618	105,810	1,694	16,017	903	1	887	170	168		2		

第8－7表　消防用設備等設置状況（その2）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			スプリンクラー設備								屋内消火栓設備						
			対象物数	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	経過措置	違反	区画設置	対象物数	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	経過措置	違反
1	イ		40	36		4				2	70	68		2			
	ロ		47	46		1				2	303	299	3	4			
2	イ										1	1					
	ロ		53	53	1					3	111	109		2			
	ハ																
	ニ		3	3							5	5					
3	イ										1	1					
	ロ		4	4	1						43	42		1			
4			486	485	6	1				8	582	558	5	14			10
5	イ		117	107	2	10				7	411	407	2	2			2
	ロ		1,816	521		1,295				1	8,628	1,627	6	6,858	15		128
6	イ	(1)	138	131	3	2		4	1	6	49	48	1	1			
		(2)	45	40				5		3	23	23					
		(3)	180	178	5	2				2	118	117					1
		(4)	15	15							73	70	1	2			1
	ロ	(1)	2,216	2,208	10	4		1	3	31	66	62		4			
		(2)	3	3						1							
		(3)	5	5						1							
		(4)	23	23						1	1	1					
		(5)	550	548		2				5	10	10					
	ハ	(1)	62	60		2					69	68	1	1			
		(2)									1	1					
		(3)	3	3							124	116		7			1
		(4)									6	6					
		(5)	22	21	1	1					29	29					
	ニ		13	13							102	101		1			
7			31	31							4,414	4,354	15	53	4		3
8			2	2							98	95		3			
9	イ		2	2							13	12		1			
	ロ		1	1							11	11	1				
10			79	79							121	116		5			
11			6	6							157	117	2	18	14		8
12	イ		53	51		2				1	7,192	5,955	112	300	392		545
	ロ										1	1					
13	イ		5	5							10	9					1
	ロ										5	5					
14			70	53		17				3	3,028	2,599	46	226	41		162
	ラック		28	22		6				2							
15			136	135		1					2,759	2,424	11	294	15		26
16	イ		1,334	1,266	35	67			1	24	1,673	1,237	32	432			4
	ロ		99	66	1	33				1	910	657	11	220	11		22
16の2			15	15							26	25		1			
16の3			1	1													
17			1	1							17	17					
18																	
19																	
20																	
合計			7,676	6,217	65	1,444		10	5	103	31,261	21,403	249	8,452	492		914

第8－7表　消防用設備等設置状況（その3）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			漏電火災警報器					水噴霧消火設備等					
			対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	違反	対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反
1	イ							17	17				
	ロ		8	8				68	68	2			
2	イ		1	1									
	ロ		4	4				107	107				
	ハ		1	1									
	ニ							5	5				
3	イ		3	3									
	ロ		131	128		3		27	27				
4			16	16				574	569	1	4		1
5	イ		21	21				240	237	6			3
	ロ		2,203	2,169		1	33	2,650	2,642	33	8		
6	イ	(1)	1	1				52	52				
		(2)	2	2									
		(3)	2	2				103	103	1			
		(4)	55	54		1		14	14				
	ロ	(1)	14	14				64	64				
		(2)											
		(3)											
		(4)						1	1				
		(5)	2	2				8	8				
	ハ	(1)	6	6				10	10				
		(2)											
		(3)	32	32									
		(4)	4	4									
		(5)	4	4									
	ニ		10	10				2	2				
7			5	5				153	150	7	2	1	
8			2	2				31	31				
9	イ		4	4				5	5				
	ロ		25	25				2	2				
10								16	14		2		
11			52	48		4		25	24		1		
12	イ		42	41			1	1,233	1,186	12	21	9	17
	ロ							28	28	1			
13	イ							1,199	1,188	8	5	1	5
	ロ							22	18			4	
14			14	14				159	158	4	1		
15			41	41				1,677	1,635	39	41		1
16	イ		123	119		1	3	1,739	1,732	63	7		
	ロ		86	85			1	511	504	17	2	2	3
16の2								14	14				
16の3													
17			4	4				7	7				
18													
19													
20													
合計			2,918	2,870		10	38	10,777	10,636	194	94	17	30

第8－7表　消防用設備等設置状況（その4）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			非常警報設備					屋外消火栓設備					
			対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	違反	対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反
1	イ		107	105	2	2		6	6				
	ロ		3,135	2,475	7	653	7	2	2				
2	イ		42	29	1	12	1						
	ロ		276	275	1		1	1	1				
	ハ		41	7		34							
	ニ		42	42	1								
3	イ		5	5				2	2				
	ロ		3,604	3,526	13	35	43	1	1				
4			3,188	3,152	7	19	17	47	37		9		1
5	イ		365	364	5		1	2	2				
	ロ		9,015	5,856	10	3,112	47	38	20	1	15		3
6	イ	(1)	112	112				3	2		1		
		(2)	35	35									
		(3)	210	209		1		13	13				
		(4)	918	914		1	3						
	ロ	(1)	305	304		1		1	1				
		(2)	6	6									
		(3)	2	2									
		(4)	6	6									
		(5)	30	30									
	ハ	(1)	216	215		1							
		(2)	1	1									
		(3)	368	364		4		1	1				
		(4)	46	45			1						
		(5)	186	183			3						
	ニ		256	254		1	1	2	2				
7			3,723	3,714	6	6	3	72	60		12		
8			140	140	1			2	2				
9	イ		22	22									
	ロ		29	24		5							
10			57	57				3	3				
11			1,308	1,197	16	69	42	26	25		1		
12	イ		498	486	2	2	10	2,310	2,206	38	22	18	64
	ロ		2	2									
13	イ		34	33		1		4	4				
	ロ		1	1				1	1				
14			188	183	1	3	2	1,061	1,030	7	15	4	12
15			3,627	3,497	13	107	23	266	225	2	40		1
16	イ		4,835	4,528	25	268	39	46	43		3		
	ロ		1,447	1,292	6	149	6	97	90		6		1
16の2			22	22									
16の3			1	1									
17			21	21				9	8		1		
18													
19													
20													
合計			38,472	33,736	117	4,486	250	4,016	3,787	48	125	22	82

第8－7表　消防用設備等設置状況（その5）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			誘導灯					非常コンセント設備					
			対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	違反	対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反
1	イ		129	125	1	4		1	1				
	ロ		3,674	3,200	15	470	4						
2	イ		68	65	2		3						
	ロ		408	399	4	4	5	1	1				
	ハ		66	61	2		5						
	ニ		189	189	3			2	2				
3	イ		43	41		1	1						
	ロ		7,141	6,912	82	167	62	1	1				
4			10,218	10,049	90	126	43	7	7				
5	イ		1,275	1,238	32	31	6	190	190				
	ロ		11,716	9,237	14	2,393	86	3,666	3,665	7	1		
6	イ	(1)	190	189	1	1		3	3				
		(2)	101	101	2								
		(3)	439	438	4	1		12	12				
		(4)	3,650	3,633	20	9	8						
	ロ	(1)	2,276	2,266	3	7	3	5	5				
		(2)	4	4									
		(3)	8	8									
		(4)	22	22									
		(5)	576	572	1	2	2						
	ハ	(1)	1,417	1,397	3	9	11	2	2				
		(2)	5	5									
		(3)	2,015	1,984	8	27	4						
		(4)	587	574		6	7						
		(5)	1,890	1,862	4	21	7						
	ニ		671	664	5	7							
7			1,698	1,654	31	40	4	24	24				
8			182	182	1			1	1				
9	イ		35	35	1								
	ロ		53	53									
10			154	153		1		7	7				
11			452	397	4	45	10						
12	イ		6,277	5,539	84	359	379	5	5				
	ロ		5	4		1							
13	イ		402	370	2	27	5						
	ロ		15	15									
14			4,254	3,540	52	504	210	2	2				
15			9,452	8,899	52	469	84	100	100				
16	イ		17,763	17,147	221	464	152	446	446	1			
	ロ		4,131	3,897	49	175	59	180	180	1			
16の2			22	22				12	11		1		
16の3			1	1									
17			27	25		2							
18													
19													
20													
合計			93,701	87,168	793	5,373	1,160	4,667	4,665	9	2		

第8－7表　消防用設備等設置状況（その6）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			避難器具						排煙設備					
			対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反	対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反
1	イ		26	23		3			9	9				
	ロ		553	498	1	51		4	20	19		1		
2	イ		26	22	1			4						
	ロ		97	94		1		2	17	16	1	1		
	ハ		41	40	1			1						
	ニ		101	101										
3	イ		19	17				2						
	ロ		1,273	1,196	43	14		63						
4			404	394	8	6		4	266	250	1	16		
5	イ		507	494	11	10		3						
	ロ		22,344	21,918	52	397		29						
6	イ	(1)	107	106	1	1								
		(2)	36	35	1	1								
		(3)	192	189	1	3								
		(4)	290	287		3								
	ロ	(1)	637	629	1	8								
		(2)												
		(3)	1	1										
		(4)	6	6										
		(5)	41	41										
	ハ	(1)	181	180	1	1								
		(2)	13	12				1						
		(3)	622	593	1	27		2						
		(4)	44	44										
		(5)	212	205		3		4						
	ニ		372	359		11		2						
7			2,763	2,745	12	6		12						
8			31	30		1								
9	イ		5	5										
	ロ		6	6	1									
10			2	2					68	63		5		
11			159	158		1								
12	イ		516	503	3	3		10						
	ロ		4	3				1						
13	イ		3	3					14	12		2		
	ロ		2	2										
14			179	177	1			2						
15			2,614	2,590	10	6		18						
16	イ		5,206	5,073	109	64		69	252	243	1	7		2
	ロ		2,390	2,366	11	12		12	19	19				
16の2									11	8		3		
16の3														
17			6	5		1								
18														
19														
20														
合計			42,031	41,152	270	634		245	676	639	3	35		2

第8－7表　消防用設備等設置状況（その7）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			連結散水設備						連結送水管					
			対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反	対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反
1	イ		1			1			4	4				
	ロ		2	2					15	15	1			
2	イ								1	1				
	ロ								24	24				
	ハ								3	3				
	ニ								14	14				
3	イ													
	ロ								27	26	1	1		
4			8	3		5			39	39	1			
5	イ		4	2		1		1	340	340	1			
	ロ		186	109	2	77			10,895	10,893	34	2		
6	イ	(1)	2	1		1			61	61	2			
		(2)	2	2					1	1				
		(3)	5	1		4			101	101				
		(4)	1	1					12	12				
	ロ	(1)							61	61				
		(2)												
		(3)												
		(4)												
		(5)												
	ハ	(1)							17	17				
		(2)												
		(3)	2	2					1	1				
		(4)												
		(5)	2	1		1								
	ニ													
7			55	36		19			323	321	2	2		
8			14	13		1			3	3				
9	イ		1			1			1	1				
	ロ													
10			21	6		13		2	13	13				
11			6	2		4			8	8				
12	イ		16	12		4			151	142	1	6	1	2
	ロ		1	1					4	4				
13	イ		4	3		1			100	100				
	ロ								6	6				
14			5	3		1		1	112	110				2
15			202	137	1	61	3	1	1,109	1,108	2			1
16	イ		52	31		20		1	2,093	2,090	27	3		
	ロ		16	12		4			1,146	1,143	4	2		1
16の2			1			1			12	11		1		
16の3														
17									4	4				
18									15	15				
19														
20														
合計			609	380	3	220	3	6	16,716	16,692	76	17	1	6

第8－7表　消防用設備等設置状況（その8）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			動力消防ポンプ設備						消防用水					
			対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反	対象物	設置	うち一部違反	特例 32条適用	特例 17条の2の5等適用	違反
1	イ		1	1					6	6				
	ロ													
2	イ													
	ロ								3	3				
	ハ													
	ニ													
3	イ													
	ロ		1	1										
4			6	6					83	83				
5	イ		3	3					5	5				
	ロ		75	4		51		20	82	82				
6	イ	(1)							12	12				
		(2)							1	1				
		(3)							57	57				
		(4)												
	ロ	(1)							5	5				
		(2)												
		(3)												
		(4)												
		(5)												
	ハ	(1)												
		(2)												
		(3)							1	1				
		(4)												
		(5)												
	ニ								2	2				
7									84	73		11		
8									2	2				
9	イ													
	ロ													
10									2	2				
11			6	5		1			5	5				
12	イ		1,122	1,113	20		1	8	1,155	1,137	13	4	4	10
	ロ		9	9					5	5				
13	イ		2	2					50	50				
	ロ								1	1				
14			224	222	1		1	1	255	251	2	3	1	
15			152	146	1	5		1	229	217	3	12		
16	イ		10	7		3			164	164				
	ロ		32	31		1			71	70				1
16の2														
16の3														
17			2	2					1	1				
18														
19														
20														
合計			1,645	1,552	22	61	2	30	2,281	2,235	18	30	5	11

第8－7表　消防用設備等設置状況（その9）

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			非常電源						
			設置済				既存不適格	違反	
			専用受電 A	自家発 B	蓄電池 C	燃料電池 D		A、B、C、Dのうちいずれかの設置義務のあるもの	B、C、Dのうちいずれかの設置義務のあるもの
1	イ		6	77	6				
	ロ		23	248	23	1		1	2
2	イ								
	ロ		9	150	3				
	ハ			2					
	ニ			6					
3	イ		1	4	1				
	ロ		18	30	11			3	2
4			74	928	55			3	13
5	イ		32	542	48			2	4
	ロ		4,625	335	227		21	22	17
6	イ	(1)	14	149	17			1	2
		(2)	5	22	2				
		(3)	12	267	22				2
		(4)	13	53	5			1	1
	ロ	(1)	153	866	34			5	4
		(2)		4					
		(3)	1	3					
		(4)	8	14					
		(5)	43	69					2
	ハ	(1)	14	76	9				1
		(2)		3					
		(3)	42	36	3				1
		(4)	1	6	2				
		(5)	2	24					1
	ニ		18	67	2				2
7			3,186	316	41	1	26	10	10
8			42	39	15		1		
9	イ		2	11					
	ロ		6	1					
10			134	8	4				
11			58	34	2		1	4	6
12	イ		4,642	529	164		72	368	35
	ロ			4	1				
13	イ		147	57	143			5	8
	ロ		7	7	7				2
14			2,164	191	27		53	79	15
15			1,593	987	409	1	7	27	6
16	イ		601	2,131	278	2		3	11
	ロ		669	169	71		1	11	2
16の2			6	35	5				
16の3				1					
17			11	9	2				
18									
19									
20									
合計			18,382	8,510	1,639	5	182	545	149

第8－8表　消防用設備等の点検報告等の実施状況

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			点検を要する防火対象物					報告済防火対象物					点検指定対象物					
													要点検対象物			報告済対象物		
			総数	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	総数	1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等
1	イ		159	61	98	110	34	76	56	98		2		76		2	1	
	ロ		4,242	3,785	457	2,764	2,376	388	56	457	12	8	1	387	12	6	11	1
2	イ		64	62	2	18	18		62	2								
	ロ		438	182	256	291	87	204	56	256	3	1		203	2	1	2	
	ハ		62	61	1	40	39	1	62	1				1			21	
	ニ		188	151	37	124	97	27	55	37	4			27	4		14	
3	イ		49	44	5	16	13	3	62	5	1			3	1		1	
	ロ		8,607	8,530	77	3,690	3,628	62	56	77	9			60	6		180	
4			11,442	9,180	2,262	7,426	5,530	1,896	56	2,231	66	6	1	1,852	46	5	86	1
5	イ		1,541	881	660	960	431	529	55	660	77	22	15	526	62	21	83	13
	ロ		98,550	76,012	22,538	71,022	51,374	19,648	160	22,199		51	75	19,159		45		74
6	イ	(1)	211	41	170	185	38	147	55	170	8	3		142	7	3	5	
		(2)	94	39	55	64	16	48	55	55	5			46	5			
		(3)	495	174	321	442	142	300	55	321	22	7		299	21	7	11	
		(4)	3,772	3,553	219	2,079	1,897	182	56	219	12	1		179	9	1	70	
	ロ	(1)	2,326	1,371	955	1,912	1,088	824	55	955	19	1	1	817	16	1	38	1
		(2)	3		3	3		3	61	3				3				
		(3)	12	10	2	8	6	2	61	2				2				
		(4)	25	14	11	20	11	9	61	11				9			1	
		(5)	586	510	76	463	403	60	55	76	2			59	2		28	
	ハ	(1)	1,411	1,230	181	945	810	135	56	181	2	1		132	2	1	23	
		(2)	5	3	2	4	2	2	62	2				2				
		(3)	2,350	1,772	578	1,934	1,443	491	62	577	5			479	5		17	
		(4)	572	562	10	281	271	10	62	10				10			12	
		(5)	1,950	1,883	67	1,264	1,205	59	62	67				56			60	
	ニ		748	451	297	595	349	246	56	297	13			241	12		6	
7			7,921	3,154	4,767	6,883	2,581	4,302	160	4,537		9		4,101		9		
8			325	191	134	280	159	121	160	122		4		111		4		
9	イ		40	21	19	28	14	14	62	19				14				
	ロ		80	64	16	36	26	10	165	16				10				
10			267	141	126	240	121	119	165	124				118				
11			3,469	3,145	324	1,708	1,465	243	161	318		1		236		1		
12	イ		40,240	29,107	11,133	22,294	13,766	8,528	160	10,468		31	2	7,903		28		1
	ロ		19	17	2	6	4	2	165	2				2				
13	イ		2,174	1,409	765	1,435	807	628	160	754		42	82	608		35		69
	ロ		27	7	20	25	7	18	160	6		1		6		1		
14			23,488	18,950	4,538	12,566	9,104	3,462	160	4,337		1		3,183		1		
15			25,809	19,953	5,856	16,456	11,507	4,949	161	5,697		184	45	4,730		171		41
16	イ		23,452	18,191	5,261	13,032	8,653	4,379	68	5,260	151	141	32	4,336	132	126	354	30
	ロ		16,775	13,837	2,938	8,404	5,930	2,474	160	2,899		40	21	2,428		37		18
16の2			19	7	12	16	5	11	68	12	1			11	1		1	
16の3			1		1				68	1								
17			252	229	23	209	188	21	169	23				21				
18			16	9	7	10	4	6	169	7				6				
19																		
20																		
特定防火対象物計			60,503	49,003	11,500	36,129	26,551	9,578	1,550	11,467	373	185	50	9,448	310	166	944	46
非特定防火対象物計			219,412	166,225	53,187	141,574	97,043	44,531	2,435	51,509		364	225	42,622		332		203
合計			284,276	218,994	65,282	180,288	125,649	54,639		63,571	412	557	275	52,594	345	506	1,025	249

※　特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8－9表　防炎物品使用状況

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			防炎防火対象物数	カーテン等				じゅうたん等				合板			
				防炎対象物品を使用		防炎対象物品未使用	防炎対象物品使用有無不明	防炎対象物品を使用		防炎対象物品未使用	防炎対象物品使用有無不明	防炎対象物品を使用		防炎対象物品未使用	防炎対象物品使用有無不明
				防炎物品	全部又は一部非防炎物品			防炎物品	全部又は一部非防炎物品			防炎物品	全部又は一部非防炎物品		
1	イ		158	108	2	38	10	84	2	62	10	20	1	124	13
	ロ		3,760	2,360	186	747	467	1,284	120	1,855	501	139	11	2,937	673
2	イ		55	15	8	23	9	16	3	29	7			42	13
	ロ		407	203	23	160	21	168	14	203	22	24		342	41
	ハ		57	43	5	9		36	2	18	1	1		56	
	ニ		180	88	10	67	15	51	4	111	14	5	1	153	21
3	イ		59	26	2	25	6	28	2	24	5	2		51	6
	ロ		6,009	2,456	390	2,203	960	937	128	3,984	960	170	9	4,680	1,150
4			10,368	4,086	301	4,696	1,285	1,718	162	7,160	1,328	347	21	8,155	1,845
5	イ		1,133	899	79	83	72	781	61	219	72	30	2	980	121
6	イ	(1)	176	131	12	16	17	100	6	50	20	27	1	119	29
		(2)	87	65	2	4	16	34	3	32	18	3		66	18
		(3)	354	269	13	40	32	176	8	131	39	14	1	287	52
		(4)	3,494	2,328	124	544	498	1,162	70	1,763	499	130	9	2,729	626
	ロ	(1)	2,286	1,763	76	172	275	875	30	1,049	332	95	5	1,802	384
		(2)	6	4		2		1	1	4				6	
		(3)	6	6				3		3				6	
		(4)	24	16	2	3	3	8	2	10	4	3		19	2
		(5)	525	359	24	53	89	157	19	244	105	11		399	115
	ハ	(1)	1,214	843	82	138	151	436	33	555	190	34	2	903	275
		(2)	8	5		1	2		1	5	2			6	2
		(3)	1,981	1,504	103	203	171	832	93	818	238	79	18	1,591	293
		(4)	398	208	23	73	94	109	20	171	98	10	1	284	103
		(5)	1,401	846	91	244	220	392	47	707	255	29	4	1,107	261
	ニ		728	568	37	92	31	340	16	332	40	38	9	620	61
9	イ		39	28	4	6	1	24	3	10	2	3		34	2
12	ロ		51	10	5	12	24	9	3	13	26	2		24	25
16	イ		21,642	8,041	1,076	9,854	2,671	4,779	438	13,734	2,691	450	28	18,307	2,857
	ロ		846	253	54	379	160	89	22	573	162	7	1	430	408
16の2			2	1		1				2				2	
16の3			1		1					1				1	
高層建築物			3,409	1,170	152	824	1,263	1,066	161	963	1,219	151	12	2,238	1,008
合計			60,950	28,702	2,887	20,798	8,563	15,695	1,474	34,835	8,860	1,824	136	48,500	10,404

第8－10表　建築同意事務処理状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	11,684	1,953	13,637					13,637
増築	877	339	1,216					1,216
改築	8		8					8
移転	1		1					1
修繕	1	2	3					3
模様替	7	1	8					8
用途変更	31	64	95					95
その他	151	19	170					170
合計	12,760	2,378	15,138					15,138

第8－11表　防火対象物定期点検報告等の実施状況

令和6年3月31日現在

防火対象物の区分			該当防火対象物数				点検報告済防火対象物数		特例認定済防火対象物数		点検報告件数		認定件数	
			第1号該当		第2号該当		第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当	第1号該当	第2号該当
				複数権原		複数権原								
1	イ		81	1	1		40	1	21		45	1	5	
	ロ		1,113	13	15		677	10	218	3	765	11	35	3
2	イ		1		7	3						1		
	ロ		232	6	4		151	5	17		168	5	8	
	ハ				21	5		16				25		
	ニ		18	1	27	1	12	14			13	17		
3	イ		1		3					2				1
	ロ		48	22	286	49	27	115		5	137	195	1	2
4			963	72	148	5	627	70	100	5	798	84	56	1
5	イ		149	18	168		109	91	10	13	132	100	16	10
6	イ	(1)	82	2	4		51	4	16		58	4	8	
		(2)	3		6			1	2	3		2	1	2
		(3)	90	2	26		45	13	23	6	54	15	14	3
		(4)	7		60	1	4	35	2	6	5	38	1	5
	ロ	(1)	23	1	64		13	46	2	1	18	48	2	1
		(2)												
		(3)												
		(4)	1		1			1	1			1	1	
		(5)	1		24			14		2		15		1
	ハ	(1)	33		20	1	17	15	9	1	18	15	2	1
		(2)												
		(3)	58	4	17		34	12	10	1	37	12	3	1
		(4)			3	1		1			1	2		
		(5)	7	1	29		3	12	2	5	4	12		5
	ニ		68		13		39	9	13	2	41	9	2	
9	イ		16				9				11			
16	イ		1,570	793	535	350	728	201	162	22	7,046	1,076	1,288	19
16の2			5	5					5		90	1	384	3
合　計			4,570	941	1,482	416	2,586	686	613	77	9,441	1,689	1,827	58

第8-12表　令和5年度消防設備士試験実施状況

令和6年3月31日現在

消防設備士試験の区分		試験申請者数	試験受検者数	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数	合格率	合格者数	合格率	合格者数	最終合格率
		（ア）	（イ）	（ウ）	（ウ）/（イ）	（エ）	（エ）/（ウ）	（オ）	（オ）/（イ）
甲種	特類	74	57	21	36.8	－	－	21	36.8
	第1類	734	551	252	45.7	66	26.2	66	12.0
	第2類	251	214	114	53.3	51	44.7	51	23.8
	第3類	228	192	127	66.1	52	40.9	52	27.1
	第4類	1,227	934	469	50.2	310	66.1	310	33.2
	第5類	207	164	94	57.3	58	61.7	58	35.4
	小計	2,721	2,112	1,077	51.0	537	50.9	558	26.4
乙種	第1類	124	99	61	61.6	38	62.3	38	38.4
	第2類	30	27	15	55.6	5	33.3	5	18.5
	第3類	194	178	93	52.2	43	46.2	43	24.2
	第4類	466	377	237	62.9	148	62.4	148	39.3
	第5類	81	70	46	65.7	29	63.0	29	41.4
	第6類	1,430	1,154	694	60.1	466	67.1	466	40.4
	第7類	239	206	152	73.8	34	※ 64.2	133	64.6
	小計	2,564	2,111	1,298	61.5	763	63.6	862	40.8
合　計		5,285	4,223	2,375	56.2	1,300	57.6	1,420	33.6

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表　年度別消防設備士試験実施状況

（昭和41年度～令和5年度）

年度	区分 / 種別	合計	甲種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41～30	申請者数	185,339	95,846	851	30,850	6,719	6,848	45,658	4,920
	受験者数	159,442	81,122	764	25,544	5,784	5,766	39,040	4,224
	合格者数	62,293	28,645	135	7,650	2,515	2,137	14,604	1,604
	合格率	39.1	35.3	17.7	29.9	43.5	37.1	37.4	38.0
	免状交付数	61,630	28,404	126	7,596	2,503	2,122	14,473	1,584
元	申請者数	4,289	2,132	51	539	173	147	1,054	168
	受験者数	3,512	1,710	46	419	152	125	837	131
	合格者数	1,316	549	8	129	60	54	257	41
	合格率	37.5	32.1	17.4	30.8	39.5	43.2	30.7	31.3
	免状交付数	1,266	541	8	127	56	54	256	40
2	申請者数	2,853	1,351	29	376	95	108	655	88
	受験者数	2,388	1,110	23	288	85	97	543	74
	合格者数	926	409	6	104	32	44	196	27
	合格率	38.8	36.8	26.1	36.1	37.6	45.4	36.1	36.5
	免状交付数	898	392	6	100	29	42	189	26
3	申請者数	5,422	2,716	57	726	180	248	1,305	200
	受験者数	4,454	2,207	53	578	144	215	1,054	163
	合格者数	1,781	786	21	184	54	88	384	55
	合格率	40.0	35.6	39.6	31.8	37.5	40.9	36.4	33.7
	免状交付数	1,694	763	21	182	53	79	374	54
4	申請者数	6,431	3,343	72	877	277	303	1,567	247
	受験者数	5,348	2,756	59	693	250	259	1,280	215
	合格者数	1,961	853	19	184	75	94	404	77
	合格率	36.7	31.0	32.2	26.6	30.0	36.3	31.6	35.8
	免状交付数	1,653	764	19	165	71	89	354	66
5	申請者数	5,285	2,721	74	734	251	228	1,227	207
	受験者数	4,223	2,112	57	551	214	192	934	164
	合格者数	1,420	558	21	66	51	52	310	58
	合格率	33.6	26.4	36.8	12.0	23.8	27.1	33.2	35.4
	免状交付数	1,582	609	19	77	52	59	338	64
累計	申請者数	209,619	108,109	1,134	34,102	7,695	7,882	51,466	5,830
	受験者数	179,367	91,017	1,002	28,073	6,629	6,654	43,688	4,971
	合格者数	69,697	31,800	210	8,317	2,787	2,469	16,155	1,862
	合格率	38.9	34.9	21.0	29.6	42.0	37.1	37.0	37.5
	免状交付数	68,723	31,473	199	8,247	2,764	2,445	15,984	1,834

第8-13表　年度別消防設備士試験実施状況

（昭和41年度～令和5年度）

年度	区分 / 種別	乙種 小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	試験日
41～30	申請者数	89,493	7,969	2,153	2,717	15,595	2,461	40,438	18,160	
	受験者数	78,320	7,035	1,928	2,432	13,202	2,186	35,465	16,072	
	合格者数	33,648	2,221	678	733	4,616	973	14,516	9,911	
	合格率	43.0	31.6	35.2	30.1	35.0	44.5	40.9	61.7	
	免状交付数	33,226	2,203	671	726	4,499	960	14,350	9,817	
元	申請者数	2,157	143	27	43	400	54	1,267	223	（一財）消防試験研究センターに委任
	受験者数	1,802	119	24	40	326	45	1,057	191	
	合格者数	767	48	13	16	136	24	418	112	
	合格率	42.6	40.3	54.2	40.0	41.7	53.3	39.5	58.6	R1.5.19
	免状交付数	725	47	14	15	124	24	393	108	R1.12.8
2	申請者数	1,502	85	19	22	298	36	885	157	（一財）消防試験研究センターに委任
	受験者数	1,278	70	17	21	247	32	748	143	
	合格者数	517	20	8	5	59	20	310	95	
	合格率	40.5	28.6	47.1	23.8	23.9	62.5	41.4	66.4	R2.11.15
	免状交付数	506	21	8	5	60	19	297	96	
3	申請者数	2,706	133	38	76	545	67	1,560	287	（一財）消防試験研究センターに委任
	受験者数	2,247	101	34	70	432	56	1,303	251	
	合格者数	995	32	14	28	148	18	600	155	
	合格率	44.3	31.7	41.2	40.0	34.3	32.1	46.0	61.8	R3.5.16
	免状交付数	931	28	14	25	129	18	573	144	R3.11.28
4	申請者数	3,088	172	43	139	624	73	1,706	331	（一財）消防試験研究センターに委任
	受験者数	2,592	143	34	136	495	66	1,414	304	
	合格者数	1,108	48	10	58	152	28	590	222	
	合格率	42.7	33.6	29.4	42.6	30.7	42.4	41.7	73.0	R4.5.29, R4.11.27
	免状交付数	889	41	7	35	120	26	480	180	R5.2.5
5	申請者数	2,564	124	30	194	466	81	1,430	239	（一財）消防試験研究センターに委任
	受験者数	2,111	99	27	178	377	70	1,154	206	
	合格者数	862	38	5	43	148	29	466	133	
	合格率	40.8	38.4	18.5	24.2	39.3	41.4	40.4	64.6	R5.5.28, R5.9.10
	免状交付数	973	35	5	66	159	26	536	146	R5.11.26
累計	申請者数	101,510	8,626	2,310	3,191	17,928	2,772	47,286	19,397	
	受験者数	88,350	7,567	2,064	2,877	15,079	2,455	41,141	17,167	
	合格者数	37,897	2,407	728	883	5,259	1,092	16,900	10,628	
	合格率	42.9	31.8	35.3	30.7	34.9	44.5	41.1	61.9	
	免状交付数	37,250	2,375	719	872	5,091	1,073	16,629	10,491	

第8－14表　消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区　分	講習実施区分					
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
50～8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～令和5年度

年度	区分	講習実施区分				
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	計
9～25	受講申請者数	189	16,524	25,292	17,216	59,221
	受講者数	185	16,191	24,801	16,987	58,164
	欠席者数	4	333	491	229	1,057
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214	3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201	3,543
	欠席者数	1	13	24	13	51
27	受講申請者数	45	965	1,558	1,099	3,667
	受講者数	43	941	1,524	1,084	3,592
	欠席者数	2	24	34	15	75
28	受講申請者数	27	825	1,654	1,158	3,664
	受講者数	26	810	1,629	1,145	3,610
	欠席者数	1	15	25	13	54
29	受講申請者数	49	863	1,429	1,181	3,522
	受講者数	48	856	1,414	1,161	3,479
	欠席者数	1	7	15	20	43
30	受講申請者数	41	851	1,348	1,060	3,300
	受講者数	40	837	1,318	1,045	3,240
	欠席者数	1	14	30	15	60
元	受講申請者数	49	991	1,480	1,232	3,752
	受講者数	49	974	1,459	1,218	3,700
	欠席者数	0	17	21	14	52
2	受講申請者数	45	894	1,445	1,150	3,534
	受講者数	45	879	1,427	1,136	3,487
	欠席者数	0	15	18	14	47
3	受講申請者数	39	828	1,480	1,121	3,468
	受講者数	39	803	1,433	1,091	3,366
	欠席者数	0	25	47	30	102
4	受講申請者数	56	839	1,430	1,196	3,521
	受講者数	56	824	1,410	1,165	3,455
	欠席者数	0	15	20	31	66
5	受講申請者数	56	869	1,531	1,267	3,723
	受講者数	55	852	1,502	1,237	3,646
	欠席者数	1	17	29	30	77
累計	受講申請者数	624	25,464	39,984	28,894	94,966
	受講者数	613	24,969	39,230	28,470	93,282
	欠席者数	11	495	754	424	1,684

第8-13表　年度別消防設備士試験実施状況

（昭和41年度～令和5年度）

年度	区分 / 種別	合計	甲種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
41～30	申請者数	185,339	95,846	851	30,850	6,719	6,848	45,658	4,920
	受験者数	159,442	81,122	764	25,544	5,784	5,766	39,040	4,224
	合格者数	62,293	28,645	135	7,650	2,515	2,137	14,604	1,604
	合格率	39.1	35.3	17.7	29.9	43.5	37.1	37.4	38.0
	免状交付数	61,630	28,404	126	7,596	2,503	2,122	14,473	1,584
元	申請者数	4,289	2,132	51	539	173	147	1,054	168
	受験者数	3,512	1,710	46	419	152	125	837	131
	合格者数	1,316	549	8	129	60	54	257	41
	合格率	37.5	32.1	17.4	30.8	39.5	43.2	30.7	31.3
	免状交付数	1,266	541	8	127	56	54	256	40
2	申請者数	2,853	1,351	29	376	95	108	655	88
	受験者数	2,388	1,110	23	288	85	97	543	74
	合格者数	926	409	6	104	32	44	196	27
	合格率	38.8	36.8	26.1	36.1	37.6	45.4	36.1	36.5
	免状交付数	898	392	6	100	29	42	189	26
3	申請者数	5,422	2,716	57	726	180	248	1,305	200
	受験者数	4,454	2,207	53	578	144	215	1,054	163
	合格者数	1,781	786	21	184	54	88	384	55
	合格率	40.0	35.6	39.6	31.8	37.5	40.9	36.4	33.7
	免状交付数	1,694	763	21	182	53	79	374	54
4	申請者数	6,431	3,343	72	877	277	303	1,567	247
	受験者数	5,348	2,756	59	693	250	259	1,280	215
	合格者数	1,961	853	19	184	75	94	404	77
	合格率	36.7	31.0	32.2	26.6	30.0	36.3	31.6	35.8
	免状交付数	1,653	764	19	165	71	89	354	66
5	申請者数	5,285	2,721	74	734	251	228	1,227	207
	受験者数	4,223	2,112	57	551	214	192	934	164
	合格者数	1,420	558	21	66	51	52	310	58
	合格率	33.6	26.4	36.8	12.0	23.8	27.1	33.2	35.4
	免状交付数	1,582	609	19	77	52	59	338	64
累計	申請者数	209,619	108,109	1,134	34,102	7,695	7,882	51,466	5,830
	受験者数	179,367	91,017	1,002	28,073	6,629	6,654	43,688	4,971
	合格者数	69,697	31,800	210	8,317	2,787	2,469	16,155	1,862
	合格率	38.9	34.9	21.0	29.6	42.0	37.1	37.0	37.5
	免状交付数	68,723	31,473	199	8,247	2,764	2,445	15,984	1,834